

「遺言代用信託を活用した寄附制度」に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と株式会社南都銀行（以下「乙」という。）とは、遺言代用信託を活用した遺産の寄附制度について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、遺言代用信託を活用した遺産の寄附に関する適切な情報の普及を図り、甲へ遺産の寄附を希望する者が、安心して、適切にその意思を実現できるよう、甲、乙が相互に協力し、寄附による地域貢献の活性化を推進することを目的とする。

2 前項の実施にあたっては、生前乙に財産を信託する者（以下「委託者」という。）が死亡した際に、当該財産を乙が第二受益者（委託者が指定した受取人をいう。以下同じ。）に、支払う仕組み（以下「遺言代用信託」という。）を活用した寄附制度（以下「本制度」という。）を用いるものとし、甲及び乙は本制度の円滑な運営を行うとともに、広く本制度の周知を図るものとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、委託者が甲を第二受益者に指定する遺言代用信託について、委託者と契約を締結するものとする。

2 甲は、本制度に係る委託者になろうとする者からの相談又は申出があった場合には、同人の同意を得た上で同人に関する情報を乙に提供することができる。

3 乙は、委託者になろうとする者から本制度を利用したい旨の申出があった場合には、同人の同意を得た上で同人の情報を甲に提供し、甲に寄附を受け入れる意思があるかを確認するものとする。

4 乙は、委託者になろうとする者が遠隔地に居住している場合等の理由により、対応が困難であると判断した場合には、甲に報告した上で委託者になろうとする者からの相談に応じることを辞退することができる。

（報告等）

第3条 甲は、甲を第二受益者とする本制度の契約件数及び寄附見込総額について、乙に報告を求めることができる。

2 乙は、前項の報告を求められたときは、書面で甲に報告するものとする。

3 乙は、本制度の円滑な運営のために必要であると判断したときは、あらかじめ死亡通知人（委託者の相続が開始したことを乙に通知する者をいう。以下同じ。）の同意を得た上で、当該死亡通知人に係る情報を甲に通知することができる。

（寄附手続）

第4条 乙は、委託者の相続が開始したときは、甲に対し速やかに相続を開始した旨の通知を行うものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託者の信託財産の受領可否を決定し、その結果を乙に報告するものとする。

3 乙は、前項の規定により甲の受領の意思が確認できたときは、あらかじめ甲が指定した甲名義の預金口座に信託財産の交付を行うものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、この協定により知り得た情報を正当な理由なく他に漏らし、又は他の目的で使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の取扱い）

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（広報活動への協力及び事前了承）

第7条 乙は、本制度の利用促進を図るため、甲が企画する講演会・説明会・個別相談会への講師及び相談員の派遣、その他情報発信に関する助言等を行い、甲の広報活動に協力するものとする。

2 甲及び乙は、この協定に係る広報活動を行うとき、又は文書等に甲及び乙に関する内容を記載するときは、事前に互いの了解を得るものとする。

（報酬等）

第8条 甲及び乙は、本協定に定める事項に関し相互に何ら報酬等を求めないものとする。前条に規定する広報活動に要する費用についても同様とする。

（反社会的勢力等の排除）

第9条 甲及び乙は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が暴力団員等もしくは第1項①～⑤のいずれかに該当し、もしくは第2項①～⑤のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方との取引を継続することが不適切である場合には、何ら催告をしなくても直ちにこの協定を解除することができるものとする。なお、この協定の解除に伴い相手方に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず相手方は甲又は乙に対し当該費用及び損害の請求を行わないものとする。
- 4 前項の事由により、この協定の解除を請求した者に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合には、その相手方に対して費用の償還又は損害の請求を行うことができるものとする。
- 5 本条の定めとこの協定（この協定に係る取引に適用される甲乙間の別の協定があればその協定を含む。）における他の条項の定めと齟齬がある場合には、本条の定めを優先するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定を変更する必要があるときは、甲乙は信義誠実の原則に従い協議し、その取扱いを決定するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年延長するものとし、以後も、同様とする。

この協定書は2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和6年3月25日

甲：奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 山下 真

乙：奈良県奈良市橋本町16番地
株式会社南都銀行
取締役頭取 橋本 隆史